

様式第2号の1-②【(1)実務経験のある教員等による授業科目の配置】

※専門学校は、この様式を用いること。大学・短期大学・高等専門学校は、様式第2号の1-①を用いること。

学校名	東京立川歯科衛生学院専門学校
設置者名	学校法人 大原学園

1. 「実務経験のある教員等による授業科目」の数

課程名	学科名	夜間・通信制の場合	実務経験のある教員等による授業科目の単位数又は授業時数	省令で定める基準単位数又は授業時数	配 置 困 難
医療専門課程	歯科衛生学科	夜・通信	900 時間	240 時間	
(備考)					

2. 「実務経験のある教員等による授業科目」の一覧表の公表方法

学校法人大原学園HPにて公開予定 掲載URL : https://www.o-hara.ac.jp/about/joho/

3. 要件を満たすことが困難である学科

学科名
(困難である理由)

様式第2号の2-①【(2)-①学外者である理事の複数配置】

※ 国立大学法人・独立行政法人国立高等専門学校機構・公立大学法人・学校法人・準学校法人は、この様式を用いること。これら以外の設置者は、様式第2号の2-②を用いること。

学校名	東京立川歯科衛生学院専門学校
設置者名	学校法人 大原学園

1. 理事（役員）名簿の公表方法

ホームページにて公表

URL: https://www.o-hara.ac.jp/about/hyoka/pdf/officer_list.pdf

2. 学外者である理事の一覧表

常勤・非常勤の別	前職又は現職	任期	担当する職務内容 や期待する役割
非常勤	司法書士事務所 所長	2023.4.1～ 2027.3.31	法人運営における 法務的な検証、管理
非常勤	Web デザイン・システム 開発・印刷関連企業 代表	2023.4.1～ 2027.3.31	学生募集、教材開発 への助言
(備考)			

様式第2号の3 【(3)厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表】

学校名	東京立川歯科衛生学院専門学校
設置者名	学校法人 大原学園

○厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表の概要

1. 授業科目について、授業の方法及び内容、到達目標、成績評価の方法や基準その他の事項を記載した授業計画書(シラバス)を作成し、公表していること。

(授業計画書の作成・公表に係る取組の概要)

作成について

授業計画（シラバス）は毎年度、学科会議により授業科目の設定・講義内容について検討を行い、学科・コースの担当教員が作成を行っている。なお、検討にあたっては、専門分野に関する企業、団体等との連携をもとに各授業科目の内容に反映させている。

授業計画（シラバス）の作成、記載項目は、学校全体で定めたガイドラインに沿って行う。

授業計画書の公表方法	学校法人大原学園HPにて公開予定 https://www.o-hara.ac.jp/about/joho/
------------	---

2. 学修意欲の把握、試験やレポート、卒業論文などの適切な方法により、学修成果を厳格かつ適正に評価して単位を与え、又は、履修を認定していること。

(授業科目の学修成果の評価に係る取組の概要)

学則に規定する履修、学業成績、進級および卒業要件に基づき各学生の学習成果に対して厳格な評価を実施する。なお、学生に対しては学生便覧を用いて周知を図る。

【学則より抜粋】

(授業)

第17条 授業は、講義、演習、実習若しくは実技のいずれかにより、又はこれらの併用で行うものとする。

(単位)

第18条 授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により計算するものとする。

(1) 講義および演習にあっては15時間から30時間をもって1単位とする。

(2) 実習、実技にあっては30時間から45時間をもって1単位とする。

(3) 一の授業科目について、講義若しくは演習又は実習若しくは実技のうち二以上の方の併用により行う場合については、その組み合わせに応じ、(1)及び(2)の基準を考慮して本校が定める時間の授業をもって1単位とする。

(4) 臨地実習(臨床実習を含む。)にあっては45時間をもって1単位とする。

(試験等)

第19条 学業成績は、授業科目ごとに行う定期試験のほか、授業科目により中間試験や授業内に行う効果測定、課題の提出等により評価する。なお、本校において必要と認めた場合に限り、追試験または再試験を行うことがある。追試験は事故等やむを得ない理由により試験等を受験しなかった者に対し行う。再試験は試験等受験の結果、不合格となった者に対して実施する。

2. 各授業科目の成績評価方法については別に定める。

(学業成績)

第20条 学業成績の判定は、秀、優、良、可、不可の5種をもってこれを表し、秀は90点以上、優は80点以上、良は70点以上、可は60点以上、不可は59点以下とし、秀、優、良、可を合格、不可は不合格とする。

2. 授業科目の成績は、前項の5種で表すと共に、それぞれの評価に対して、別に定める基準によりG P(Grade-Point)を与える。

(単位の授与)

第21条 授業科目を履修し、各科目の成績を判定のうえ、秀、優、良、可を取得した学生には所定の単位を与える。

3. 成績評価において、G P A 等の客観的な指標を設定し、公表するとともに、成績の分布状況の把握をはじめ、適切に実施していること。

(客観的な指標の設定・公表及び成績評価の適切な実施に係る取組の概要)

学業の達成度を客観的に評価するための指標として 100 点方式（満点を 100 点として換算する）を採用し、下記の通り成績評価を行っている。

(1) 成績評価

各授業科目の成績を点数評価（100 点満点で評価）し、G P A (Grade Point Average) を用いて成績分布を把握している。

(2) 試験

授業科目ごとに行う定期試験によりこれを定める。ただし、授業科目によってはその他の方法で査定することができる。その他の方法には、中間試験や授業内に行う効果測定、課題の提出等の評価が含まれる。また、本校において必要と認めた場合に限り、追試験または再試験を行うことがある。

(3) 学業成績

学業成績の判定は、秀、優、良、可、不可の 5 種をもってこれを表し、秀は 90 点以上、優は 80 点以上、良は 70 点以上、可は 60 点以上、不可は 59 点以下とし、秀、優、良、可を合格、不可は不合格とする。また、授業科目の成績はそれぞれの評価に対して下記に定める基準により G P (Grade-Point) を与える。

上記の客観的な成績評価指標については HP で公開するほか、学生便覧にも記載して周知を図っている。

客観的な指標の 算出方法の公表方法	学校法人大原学園HPにて公開予定 掲載URL : https://www.o-hara.ac.jp/about/joho/
----------------------	---

4. 卒業の認定に関する方針を定め、公表するとともに、適切に実施していること。

(卒業の認定方針の策定・公表・適切な実施に係る取組の概要)

規定する修業年限以上在学し、下記に定める授業時間数以上履修し、かつその該当する所定の授業科目及び単位数を修得し、卒業審査に合格した者について校長が行う。

歯科衛生学科（3 年制）：97 単位（2,520 時間）

歯科衛生士学科の卒業については、次に掲げる 3 項目に基づき、校長がこれを認定する。

(1) 履修時間の出席率

授業科目ごとの出席時間数が履修時間数の 3 分の 2 に満たない者、および実習の出席時間数が履修時間数の 5 分の 4 に満たない者は、履修の認定をしないこととする。

(2) 授業科目ごとの学業成績

(3) 実習先施設の評価

なお、卒業の認定は、最終学年の終わりに行う。

卒業の認定に関する 方針の公表方法	学校法人大原学園HPにて公開予定 掲載URL : https://www.o-hara.ac.jp/about/joho/
----------------------	---

様式第2号の4-②【(4)財務・経営情報の公表（専門学校）】

※専門学校は、この様式を用いること。大学・短期大学・高等専門学校は、様式第2号の4-①を用いること。

学校名	東京立川歯科衛生学院専門学校
設置者名	学校法人 大原学園

1. 財務諸表等

財務諸表等	公表方法
貸借対照表	https://www.o-hara.ac.jp/about/hyoka/pdf/financial-overview.pdf
収支計算書又は損益計算書	同上
財産目録	同上
事業報告書	同上
監事による監査報告（書）	同上

2. 教育活動に係る情報

①学科等の情報

分野		課程名	学科名		専門士	高度専門士
医療		医療専門課程	歯科衛生学科		—	—
修業年限	昼夜	全課程の修了に必要な総授業時数又は総単位数	開設している授業の種類			
			講義	演習	実習	実験
3年	昼間	2,520 [単位時間]／単位	930 [単位時間] /単位	720 [単位時間] /単位	1,170 [単位時間] /単位	单位時間 /単位
生徒総定員数		生徒実員	うち留学生数	専任教員数	兼任教員数	総教員数
240人		126人	0人	7人	0人	7人

カリキュラム（授業方法及び内容、年間の授業計画）
(概要)
様式第2号の3【(3)厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表】の1.を参照
成績評価の基準・方法
(概要)
様式第2号の3【(3)厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表】の3.を参照
卒業・進級の認定基準
(概要)
様式第2号の3【(3)厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表】の4.を参照
学修支援等
(概要)
長期欠席者への指導等の対応、保護者への連絡および通知 等

卒業者数、進学者数、就職者数（直近の年度の状況を記載）				
卒業者数	進学者数	就職者数 (自営業を含む。)	その他	
0人 (0%)	0人 (0 %)	0人 (0%)	0人 (0%)	
(主な就職、業界等)				
(就職指導内容)				
(主な学修成果（資格・検定等）)				
(備考)（任意記載事項）				

中途退学の現状		
年度当初在学者数	年度の途中における退学者の数	中退率
53 人	5 人	0%
(中途退学の主な理由)		
経済的問題（学費の工面が厳しくなったため）、学習意欲の減退		
(中退防止・中退者支援のための取組)		
担任、学科責任者での定期面談の実施、ご家族様との連携（情報共有、三者面談）の実施 等		

②学校単位の情報

a) 「生徒納付金」等

学科名	入学金	授業料 (年間)	その他	備考（任意記載事項）
歯科衛生学科	200,000 円	700,000 円	320,000 円	
修学支援（任意記載事項）				

b) 学校評価

自己評価結果の公表方法 (ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法) 2023年度末までに評価を確実に公表する https://www.o-hara.ac.jp/about/hyoka/																		
学校関係者評価の基本方針（実施方法・体制） 当学園の教育理念は、学生に対して資格取得教育、実務教育を施し、人格の陶冶を行い、もって有為な産業人を育成することである。この教育理念に基づき実践的な教育が実現出来ているか、また、その教育を実現するために必要な環境が整っているかについて、学校関係者評価委員を設置して評価する予定である。また、課題の残る評価結果については、課長職以上の管理職より改善計画を策定し、次年度以降の学校運営に反映させ改善を図る予定である。 2023年度末までにその結果を公表するために委員の選任を行う。																		
学校関係者評価の委員 <table border="1"><thead><tr><th>所属</th><th>任期</th><th>種別</th></tr></thead><tbody><tr><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td></tr></tbody></table>	所属	任期	種別															
所属	任期	種別																
学校関係者評価結果の公表方法 (ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法)																		
第三者による学校評価（任意記載事項）																		

c) 当該学校に係る情報

(ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法)

(別紙)

※ この別紙は、更新確認申請書を提出する場合に提出すること。

※ 以下に掲げる人数を記載すべき全ての欄について、該当する人数が1人以上10人以下の場合は、当該欄に「一」を記載すること。該当する人数が0人の場合には、「0人」と記載すること。

学校コード	H113320200105
学校名	学校法人 大原学園
設置者名	東京立川歯科衛生学院専門学校

1. 前年度の授業料等減免対象者及び給付奨学生の数

		前半期	後半期	年間
支援対象者（家計急変による者を除く）		—	—	—
内訳	第Ⅰ区分	—	—	
	第Ⅱ区分	—	—	
	第Ⅲ区分	—	—	
家計急変による支援対象者（年間）				0人
合計（年間）				—
(備考)				

※ 本表において、第Ⅰ区分、第Ⅱ区分、第Ⅲ区分とは、それぞれ大学等における修学の支援に関する法律施行令（令和元年政令第49号）第2条第1項第1号、第2号、第3号に掲げる区分をいう。

※ 備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

2. 前年度に授業料等減免対象者としての認定の取消しを受けた者及び給付奨学生認定の取消しを受けた者の数

(1) 偽りその他不正の手段により授業料等減免又は学資支給金の支給を受けたことにより認定の取消しを受けた者の数

年間	0人
----	----

(2) 適格認定における学業成績の判定の結果、学業成績が廃止の区分に該当したことにより認定の取消しを受けた者の数

	右以外の大学等	短期大学（修業年限が2年のものに限り、認定専攻科を含む。）、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が2年以下のものに限る。）		
		年間	前半期	後半期
修業年限で卒業又は修了できないことが確定	0人			
修得単位数が標準単位数の5割以下 (単位制によらない専門学校にあっては、履修科目の単位時間数が標準時間数の5割以下)	0人			
出席率が5割以下その他学修意欲が著しく低い状況	0人			
「警告」の区分に連続して該当	0人			
計	0人			
(備考)				

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

上記の（2）のうち、学業成績が著しく不良であると認められる者であって、当該学業成績が著しく不良であることについて災害、傷病その他やむを得ない事由があると認められず、遡って認定の効力を失った者の数

右以外の大学等	短期大学（修業年限が2年のものに限り、認定専攻科を含む。）、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が2年以下のものに限る。）		
年間	0人	前半期	後半期

（3）退学又は停学（期間の定めのないもの又は3月以上の期間のものに限る。）の処分を受けたことにより認定の取消しを受けた者の数

退学	—
3月以上の停学	0人
年間計	—
(備考)	

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

3. 前年度に授業料等減免対象者としての認定の効力の停止を受けた者及び給付奨学生認定の効力の停止を受けた者の数

停学（3月末満の期間のものに限る。）又は訓告の処分を受けたことにより認定の効力の停止を受けた者の数

3月末満の停学	0人
訓告	0人
年間計	0人
(備考)	

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

4. 適格認定における学業成績の判定の結果、警告を受けた者の数

	右以外の大学等	短期大学（修業年限が2年のものに限り、認定専攻科を含む。）、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が2年以下のものに限り。）	
		年間	前半期
修得単位数が標準単位数の6割以下 (単位制によらない専門学校にあっては、履修科目の単位時間数が標準時間数の6割以下)	0人		
G P A等が下位4分の1	0人		
出席率が8割以下その他学修意欲が低い状況	0人		
計	0人		
(備考)			

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。